

日本旗章学協会会則に関する補則

第1条 趣旨

この補則は、日本旗章学協会（以下「本会」という。）会則第8条、第10条及び第13条に基づき、本会の補則事項について定める。

第2条 年会費

本会会則第8条において、本会会員が納める一会計年度の会費の額は、次の区分に従って定める。ただし、次の1及び2の該当者については、年齢及び身分に関する所定の申告書を本会に提出した者に限る。なお、所定の申告書は、別紙様式1とする。

- 1 一般会員のうち4月1日の時点で18歳未満の会員：無料
- 2 一般会員のうち4月1日の時点で18歳以上23歳未満かつ学生の身分を有する会員：3,000円
- 3 上記1及び2以外の一般会員：6,000円
- 4 団体会員：30,000円

第3条 年会費納入期日

本会会則第10条に定める入会資格を満たすための年会費納入期日は、1月31日とする。ただし、何らかの理由により期日を過ぎても年会費の納入を確認できない会員については、期日後すみやかに事務局長より年会費の納入に関する連絡を行い、会計担当は3月31日までに再度入金の確認を行うものとする。

第4条 団体会員

本会会則第13条に定める会員の種別のうち団体会員については、各団体につき担当者を2名まで登録できるものとする。担当者の登録および登録内容の変更には、別紙様式2の提出によって行うものとする。